

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年1月25日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和4年1月15日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

- 1 相手方 大阪府在住の個人1人
- 2 事案の概要

後期高齢者医療における白井市の被保険者に対する後期高齢者医療保険料、後期高齢者高額療養費、後期高齢者高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の算定において、平成27年度から令和3年度までの期間の計算方法に誤りがあり、その原因については、当市から千葉県後期高齢者医療広域連合へ送付した基礎データの送付処理誤りによることが判明し、保険料については過大徴収、また、他の高額療養費等については未給付及び過小給付があることを確認した。

そのため、保険料における過大徴収額及び高額療養費等における未給付及び過小給付に伴う未支給額に相当する金額から、千葉県後期高齢者医療広域連合から支払われる返還金等を除いた金額を損害賠償金として相手方に支払うことになった。

- 3 損害賠償の額 金555,894円
- 4 和解の条件

市は相手方に対し、市の責による平成27年度から令和3年度までの後期高齢者医療保険料の過大徴収額並びに後期高齢者高額

療養費、後期高齢者高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の未給付及び過小給付に伴う未支給額に相当する金額から、千葉県後期高齢者医療広域連合から支払われる返還金及び支給金並びに平成31年度高額医療合算介護サービス費の未給付に伴う未支給額を除いた金額を、損害賠償金555,894円（令和4年1月31日迄の遅延損害金98,065円を含む。）として支払義務があることを認める。

市は、相手方に対し、本件に関する一切の損害賠償金として、金555,894円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。